

六 雍正帝の禁教事情と其の眞因

康熙帝の晩年に方り、允禩、允禩、允禩、允禩の諸皇子が皇位繼承の件に關して朋黨比周し、幾多の陰謀と怪事とを父皇の眼前に展開したのは周知の事實であらう。康熙帝は此の醜狀に痛哭し、皇儲允禩を廢して以來、太子冊立の機を中止されたのである。此等の皇子中で最も天主教に好意を示し、随つて在朝の學僧に同情を寄せたものは第九皇子、允禩（塞思黑）であつた。⁽¹⁾故に葡萄牙耶穌會士モラオ（Le P. Morao, ou Mourao, ou Moram, ou Mouram 穆敬遠）は、傳道事業發展の爲に、この皇子を太子に擁立しようと謀つた。そして此の太子の人物を推賞して皇儲に冊立の件を奏聞するに至つた。康熙帝は西歐僧の干涉を一喝して、その不法を面詰されたが、モラオ師は決して素志を棄てなかつた。彼は近衛大將、年羹堯を塞外の戰陣に訪ね、財寶を贈つて允禩冊立の爲に、盡力を求めたのである。然るに將軍は贈物の受領を拒み、允禩皇子が幸ひ、太子に冊立された場合には、忠勤を致すべき事を誓つたに過ぎなかつた。⁽²⁾

千七百二十二年十二月二十日（康熙六十二年十一月十三日）康熙帝は暢春園に於いて崩御し、同日、第四皇子、和碩雍親王が踐祚した。この新帝、即ち雍正帝は庶出であり、先帝崩御の直前、皇儲に冊立さ

138

れたものであつたから、諸皇子は新帝の幸運を嫉んで、益々露骨に叛逆運動を廻らしたのであつた。故に雍正帝は斷乎として諸皇子の野望を彈壓し、彼等に通謀する高官を暗殺せしめ、若くは之を革職して、先づ諸兄弟の羽翼を裁斷したのである。當時、モラオ師は廣東、澳門の間を奔走して、允禩皇子の擁立に熱中してゐた時、計らずも康熙帝の崩御、續いて雍正帝即位の報に接したが、飽くまで宿望の實現を期待し、革命激發によつて王冠を雍正帝の頭上から允禩皇子の頭上に移動せしめんと算した。併し彼が在京朋黨の勸告を斥けて歸京するや否や、允禩と共に捕はれて投獄されたのであつた。そして二人とも西寧に流竊されたが、獄舎の窓から往來して、竊かに謀議を凝らしてゐた。⁽³⁾其後、モラオ師は拷問に掛けられて罪科を自白し、遂に死刑に處せられたのである。

139

抑々雍正帝は父皇、康熙帝と異り、殆んど好學心や、研究心を持たなかつた。随つて西歐文明、殊に其の科學文明には全然、興味を感ずることが出来なかつた。其故、西歐の學僧に對しても、先帝ほど敬愛の念を持たなかつた。加之、新帝は寧ろ佛教と道教とを信仰されてゐたから、モラオ師が福音宣傳の本務を忘れて、皇位繼承の陰謀に關係し、剩へ敵派の允禩皇子に加擔した事實には頗る憤懣を感ぜられたのであつた。

偶々皇位繼承事件と平行して、蘇努事件が発生した。蘇努は太祖の第一子貝勒褚英の後裔として清朝の宗室に屬してゐたので、太祖の子孫たる歴帝に對しては常に不満を懷いてゐた。故に康熙帝は一種の懷柔政策を弄して、蘇努を重用し、奉天將軍、遼東巡撫、八旗總統に歴任した。蘇努は能く重任を全うして、益々帝寵を加へたのであつた。然るに蘇努の第三子、庫爾陳は偶々サンビヤツ師（⁽⁴⁾

P. Sabiaso de Sabien 畢方濟)の編述した『靈言靈句』を読んで天主教の教理に心服し、遂に受洗してジャンと唱へた。其後、彼は家族に福音を宣傳した結果、妻子も天主教に歸依して、妻はセシル(Cécile)娘はイニヤース(Innocence)と唱へ、弟、蘇爾金(蘇努第十子)も亦、受洗してポールと唱へた。その妻も良人に次いで改宗し、マリーの名を選んだのであつた。猶、蘇努の第十一子も亦、受洗してフランソワと改名したのである。

斯くの如く蘇努老父は家族が漸次、天主教に改宗するのを見て、祕かに眉を蹙めたのであつた。彼自身も天主教には相當の敬意を拂つてゐたが、不幸にして彼は「神」よりも「天子」を恐れてゐた。そして家族の改宗が纏て失寵の端となり、一家没落の悲運に際會する事を豫想して、益々心を痛めてゐた。其故、屢々愛兒を呼んで棄教を懇請し、或は帝聽に訴へると威嚇したが、斯かる温言も恐喝も新改宗者の信仰を奪ふ事が出来なかつた。却つて子供の方が老父の固陋を憐み、全力を擧げて老父の耳に福音を宣傳したのであつた。殊に彼等は榮職を抛つて、近親の傳道に従事し、宗法の爲には國法を犯す事すら明言するに至つた。

蘇努の第六子、勅什亨は機智縦横の廷臣であり、康熙帝の恩寵に浴して顯職に就いてゐた。彼も亦、天主教を敬信してゐたが、未だ洗禮してはゐなかつた。その弟、烏爾陳も亦、兄と同じく洗禮志願者であつた。この勅什亨は允禩皇子の擁立運動に参加してゐたから、雍正帝は位に即くや否や、先づ允禩から勅什亨を遠ざけて、その連絡を絶たんと計つた。猶、帝は允禩が先帝時代に巨財を横領した事實を擧げて、その追徴を命じ、調達の任を勅什亨に課したのであつた。そして允禩は遂に追徴金を納

附する事が出来なかつたから、雍正帝は罪を勅什亨に歸して其の怠慢を責めると同時に、一皇子を重んじて君主を輕んずるに至つた罪科をも難詰したのであつた。其上、在來、允禩皇子と結託してゐた不忠を責めて、この皇子と共に即時、軍旅に出づべき事を嚴命した。併し勅什亨は左遷されたとはいへ少將に任せられたから、古來の習慣により、烏爾陳を伴つて拜謁した。然るに雍正帝は憤然として彼等の厚顔を面罵した。烏爾陳は直に教會に走つて受洗し、名をジョゼフと唱へた。斯くて勅什亨と烏爾陳とは勅命により允禩と共に西寧に追放され、勅什亨は同囚のモラオ師から受洗してルイと唱へた。

雍正帝は蘇努祖先の罪を數へ、且つ、蘇努在職中の罪過をも列擧し、殊に彼が嘗つて康熙帝に、第八皇子允禩を太子に推擧した罪過と、第九皇子允禩の養父が失寵して病歿したにも拘らず、之を弔問した非行を責めて、蘇努の官職を褫奪し、之に流刑を宣告した。當時、七十七歳の頽齡に達してゐた此の老囚は全身に鐵鎖を纏ひ、妻子眷族と共に塞外の右衛に追放され、次いで山間の僻村、新堡子に監禁されたのであつた。

蘇努事件の發生と殆んど同時に西曆千七百二十三年(雍正元年一月)福建省に迫害が勃發した。同省、福寧州、福安縣の支那教徒は、フィリッピン群島から最近、此地に渡來したドミニコ派の西班牙宣教師、ブラ・ド・ラ・シエラ(Blanco Sierra)、ユイスビオ・オストイ(Eusebio Ostoi)兩師によつて教導されてゐた。兩師は耶蘇會士と異り、ドミニコ派に屬してゐたから、法王の教書を確守し、支那の信徒に對して、國禮の遵守を嚴禁したのであつた。殊に兩師は到着匆々の事であり、朝廷に出頭

して内務府の印票を受領すべき義務を怠つてゐた。偶々同師管下の一儒生が新來宣教師の態度に不満を感じて棄教すると同時に、他の儒生と謀つて、天主教僧侶の所謂、悪行を報告したのである。その要旨は（一）内務府の印票を持たない西歐僧が、支那信徒の財を集めて大會堂を新築し、（二）男女が此の會堂に於いて雜居し、（三）宣教師は少女時代から純潔を婦人に強要して結婚を禁止する事であつた。

福安知縣が此の訴狀を上司に廻送した結果、千七百二十三年六月十四日（雍正元年五月十二日）附の布達により、福建總督、滿保は儒生の訴を是認し、天主教を以つて中國の人心を惑亂し、古來の良俗を破壊する邪宗と認めて、即時、禁令を發し、若し此の嚴令に背くものは悉く極刑に處すべきことを福安知縣に嚴命したのである。其故、知縣は上司に對する報告材料として五區の長に對しては新築會堂の地形、母家や部屋の数、建築材料の殘量を調査し、且つ工費の見積と管理とを命じた。また會堂内に居住する處女の數をも調査せしめた。そして此等の支那婦人を即時、自宅に引取らしめることを、家長や五區の長に嚴達したのであつた。

福安知縣は千七百二十三年六月二十八日（雍正元年五月二十六日）の日附を以つて新建築物の工費は二千テールに降らざる事、かの宣教師が潜伏者らしい事を復命すると同時に、何人が禁教告知書の下部に言ふに忍びざる罵倒文を貼附した次第をも併せて報告した。

千七百二十二年七月二日（雍正元年六月一日）、福寧州の二上司は福安知縣の報告を読んで、苟くも儒教研究者が邪教に感染した事に憤激し、かの儒生と儒者との逮捕を命じ、又かの宣教師を尋問して、

142

下票の有無を調べ、且つ禁教告知書に惡罵を加へた下手人を追捕せよと福安知縣に嚴達したのである。加之、福建總督は知縣に向つて秘密通牒を發し、先づ事件を未然に防止する事の出来なかつた怠慢を責め、縣内に在住する宣教師の姓名を調査し、果して彼等が内務府の印票を所持するか否かを審査すべき事を命じ、印票を所持する場合にも、傳道を禁止し、信徒の集會を禁制すべきこと、並びに宣教師を逮捕して廣東に送り、次いで澳門に追放すべき旨を命じたのであつた。また信徒の暴動が發生しても、決して暴力を用ひざる事を勸告し、とにかく即時、實情を調査して回答すべき事、萬一の場合には總督自身、兵を派遣して人民を抑壓すべき旨を告げ、事の重大を慮つて、慎重に善處すべしと勸告した。總督の意志は此の機會に乗じて、異教の影響を根絶し、人心を清掃して、中國の美風良俗を振作せんとする決斷にあつたのである。

143

福安知縣は（一）新築中の會堂を視察し、五區の長や天主教徒を呼びだして戒勸を加へたが、天主教徒は棄教を肯しなかつた事、（二）福安縣内に總數十八箇所の會堂が建設され、古い會堂は修繕されて新築の觀を呈してゐる事、（三）會堂の新築費、修築費は非常な巨額に上るが、平素、吝嗇な下民が會堂建設の爲には私財を惜まらずに提供する不可解な心理を述べ、既設會堂を取毀つこと、また新築中の會堂の材料を以つて、朽破した縣廳の修葺に充てん事を提議したのであつた。

然るに福建總督は福安知縣の提議を一蹴し、新築會堂の建設材料は下民の所有に歸するが故に、その利益事業に轉用すべき事と、既設會堂は破壊せずに公衛に轉用すべき事とを命令したのである。

斯かる重大時期に際して、福安縣の宣教師が如何なる手段を講じたか、よく解らない。併し宣教師

は信徒の家に隠れ、福寧州に居住する天主教徒の儒者に對して、福建總督に上書すべき事を慫慂したのである。故に此等の儒者は總督に上疏し、省内の會堂は悉く康熙帝の勅命によつて建設されたものであると虚構の事實を主張した。勿論、總督は此の主張に憤激し、雍正元年八月、省内全部の天主教徒に迫害を加へ、且つ雍正帝に上表して、省内に起つた異教事件の顛末と自己の處置とを報告し、支那國內から外人を悉く放逐すべき事を進言したのである。

雍正元年五月、六月、七月までに起つた事件は、福建總督と福安知縣、宣教師及び支那信徒間の出來事に過ぎなかつたが、七月末、事件が巡撫の知る所となるや、巡撫は總督に加増して、福建省内に存在する會堂の軒數、また此等の會堂に居住する宣教師の人數、内務府の下票の有無を調査せしめた。そして福建總督は千七百二十三年九月七日（雍正元年八月三日）、省内の良民に對して嚴重な禁教令を發布するに至つた。その要旨は左の通りである。

(一) 中國には聖賢の道が備り、人倫五常の道が確立してゐる。就中、孝養の義務を重しとするが、之を以つて足れりとしなす。亡父亡母に對する忌禮こそ最も重大なものである。實際、支那の國是は此の祭祀に基くのである。(二) 支那では子孫を残さないことが不孝中の不孝である。故に男は妻を失つて子供のない時には再婚しなければならない。そして娘が婚期に達した場合に、兩親はその配偶者を求めなければならない。併し青春の男女は猥りに愛しあつてはならない。(三) 雍正帝は孝行の義務を獎勵し、子供が完全に此の義務を行はぬ事を熱望されてゐる。福建省の住民は皆、詩經、書經、典禮、國法を研究してゐる。然るに福安縣の海邊に西夷が潜伏し、宣教師と自稱して、異教を宣傳す

る結果、唯、この縣内に於いてばかり支那古典の研究が閑却されてゐる。そして宣教師は人民をして國法の善を疑はしめ、農商のみならず、儒者も亦、此教に迷ひ、法の眞偽を辨別する事が出來ない。

(四) 此の異教は男女の雜席を許してゐるから、彼等は同席しても何等、羞恥の情を感じない。(五) 天主教徒は財盡の底を拂ひ、家財を賣つて會堂の建設費に充て、遂に福安縣と其の屬地に互つて十八箇所に會堂を建設するに至つたのである。此等の會堂に出入する男女は夥しい數に上つてゐる。(六) 天主教徒は、支那古代の聖賢や古代の明君を惡魔視し、何等の敬意も捧げず、何等の古禮をも行はない。彼等は父母の死に際して、毫も哀悼の意を表さない。其上、宗則に従つて、絶対に再婚を肯じない。しかも子孫を持たざる事を以つて一種の愉快と考へてゐる。(七) 彼等は娘に對して獨身生活を激勵し、この勸告に従ふものを童貞女と稱してゐる。(八) 殊に教徒は一種の暗室を有し、そのなかに男女、相携へて出入し、ヒソヒソ話をしてゐる。そして之を、「懺悔」と稱するのである。(九) 要するに斯かる行爲が人倫五常の道や、中國古聖賢の教理や、古代明君の教訓を破壊し、國家の良風美俗を壞亂するに至ることは明かである。實際、あらゆる異教の中で、天主教こそ邪宗の尤なるものである。(十) 故に古來の國法に照らし、宣教師を極刑に處して澳門に追放し、永久に彼等の入國を嚴禁しなければならない。次いで會堂を破壊して土地を沒收し、宣教師の根據を絶滅すると同時に、國民をして中國の古典を熱讀、玩味せしめ、邪宗信奉の憂ひを一掃しなければならない。

在朝の耶蘇會士は此の禁令に接し、愕然として色を失つた。抑々當時の福建總督、清保は浙江省をも支配し、紅帶子であると共に一代の碩學であり、朝野の信望を集めてゐたから、この迫害が擴大さ

れることは、豫断するに憚らなかつた。殊に時代の推移を何うしよう。前述の如く雍正帝は先帝と異り、外來文明に興味を持たなかつた。随つて此の新帝は西歐僧を起用して國家の重務に貢獻せしめようとは考へてゐなかつた。嘗つて在朝の學僧と親交のあつた高官は新帝の心理狀態を推測して漸次、彼等から遠ざかり、まして他の重臣は益々彼等を敬遠したから、在朝の學僧は全く孤立無援の窮地に陥つたのであつた。彼等は急遽、協議を重ねたが、最早、萬策の盡き果てた事を認めなければならなかつた。併し彼等は窮狀を諸方に哀訴して盡力を數願すれば、多少、局面を打開する事が出来るかも知れないと考へた。當時の欽天監員ケグレル師 (To P. Kögler u. Keler 戴進賢) は滿洲出身の欽天監正と福建總督とが親交のある事を知つてゐたから、彼は此の監正に頼んで福建總督に迫害緩和の願意を通じて貰つた。一方、ドミニコ派宣教師ミノス (To P. Minos 郭多錄) は福音宣傳の熱誠に驅られ、殊に自派の傳道事業に多大の關心を持つてゐたし、また兼ねて廣東總督が宣教師に好意を有する事を知つてゐたから、此の總督を三度、訪問して、その同情に縋り、遂に此の大官をして福建總督に迫害緩和の依頼狀を送らしめたのであつた。併し福建總督の返書によれば、既に事件は彼一人の裁決を離れて、皇帝の聖断に移つてゐたのであつた。實際、福建總督、滿保は千七百二十三年十一月二十二日 (雍正元年十月二十二日) 雍正帝に上書して、福安縣に發生した天主教事件の經過を細述し、「天主教の宣教師は在廷すれば、國家の職務に參與し、或は他の公務に缺擧して、奉仕する所、尠しとしないが、地方に在れば、會堂を建築して、愚民を誑すのである。然るに愚民は宣教師を敬慕して、遂に異教に歸依し、中國の良風美俗を棄て去るのである。其故、諸省の宣教師は國家の安寧、治安から

見て、實に無用の長物たる存在に他ならない。従つて當面の良策としては諸省の宣教師を朝廷に在住せしめるか、若くは彼等を澳門に放逐するかの二つである。そして會堂を沒收して他の用途に充てなければならぬ。實際、此の事件は國民の慶福に對して、また國家の治安に對して、頗る重大な關係を有するのである。」⁽⁸⁾と結論した。

雍正帝は此の上書を接受すると、之を禮部の討議に委ねた。由來、禮部は摯衷的見地から、天主教を惡んで、之を嚴禁せんと考へてゐた。故に閩浙總督の上書が禮部の會議に廻附されるや、其の決議を推知することは容易かつた。既に在朝の耶穌會士は悲觀のドン底に沈んでゐたが、遂に一縷の光明を發見したのである。それは禮部の書記を買収して、會議の際、康熙帝の天主教公許の上諭及び鑿詐紹の禁教上奏文却下の上諭を引用せしめ、此の上諭の内容に基づいて、禮部の決議案を作成せしめんと策した。斯くて彼等は内務府の印票を所持する宣教師だけは、地方に殘留を許される事と期待してゐた。遂に買收政策は、その効果を奏したのであつた。

當時の禮部尙書は康熙帝の第十二皇子、允祥であつた。この皇子が禮部の會議に重大な權力を有することは言ふを俟たない。幸にして此の尙書と陪審員二名が在朝の學僧に對して保護を誓つたのであつた。禮部の會議は一月三日に開かれた。允祥尙書は福建總督の上書に關する決議文に先帝の上諭を引用すべき事を主張して止まなかつた。そしてバレンナン師の朋友であつた一陪審官も亦、此件を頑強に主張したのであつた。實際、彼等は二日前、バレンナン師から先帝の上諭の副本を手交されてゐたから、此等の上諭が異教の僧侶に對して局面を有利に展開すべき事を知つてゐたのである。

禮部の會議は翌、一月四日に再會された。然るに何事ぞ、決議に附帶さるべき康熙帝の上諭は二通とも見當らなかつた。此れは雍正帝の秘密命令によつて、下僚が之を隠匿したのか。將た他の動機に職由するのか、少しも判然しない。斯くて禮部尙書、允祥は已むなく、福建總督の上書を裁決したのである。そして天主教に好意を有する陪審官も皆、之に従はざるを得なかつた。遂に千七百二十四年一月十日(雍正元年十二月十四日)禮部は復奏文を皇帝に捧呈した。その内容は(一)在朝の學僧は曆務、其他の要務に寄與してゐるが、在省の宣教師は異教を宣傳して衆民を迷はすが故に、國家にとっては有害無用の長物たること、(二)支那の天主教徒は祈禱といふ名義のもとに、男女の差別なく一堂に集會すること、(三)福建總督の上書に従ひ、國務に參與し得る宣教師を朝廷に呼びよせ、他の宣教師を澳門に放逐すること、(四)在省の宣教師から内務府の印票を押收し、之を燒却すること、(五)會堂を公衙に改用すること、(六)支那人の天主教徒に即時、改倣を命じ、猶、祈禱の爲に集會するものあらば、國法に照らして重刑に處すべきこと、(七)若し官吏にして監察を怠る者あらば、官職を褫奪して、相當の罪科に處すべき事であつた。

越えて一月十一日、雍正帝は禮部の復奏に批准し、朱批を加へ、次の上諭を認められた。

「禮部の決議に従ふべし。西洋人は外人なり。彼等は多年、帝國の諸省に在住したるを以つて、今は唯、福建總督の建議する所に止むべし。併し庶民にして西洋人に對して多少の侮辱を加ふる虞なしとせざるが故に、朕は彼等に對して、半年、若くは四五箇月の猶豫を與へ、また彼等を朝廷若くは澳門に送るに際し、官吏を附して途次の警護をなさしめ、有ゆる侮辱から保障すべき事を諸省の總督及び巡撫に命ず。此れを欽め。」(Lettre de P.

148

de Mailla au P... A Péking, le 16 octobre. (Lettres édifiantes et curieuses t. XIX.P. 及び XVII.P.215—216. Le P. de Mailla, Histoire générale de la Chine. t. XI. P. 391)

149

在朝の學僧は一月四日即ち禮部會議の當日、既にその決裁を知つたのであつた。彼等にとっては、もはや雍正帝に哀訴歎願して、その憫憐に訴へるより他に手段がなかつた。併し彼等の願意を聖聞に達すべき方法に就いては、非常な困難が横つてゐた。そして先帝の第十二皇子、允祥は現帝から最も親愛されてゐたから、彼等の哀訴を傳奏するに最も適當な人物であつた。其故、此の皇子の心を動かす事が最善の策であつた。幸にしてカステリヨリス (Frère Castiglione 朝世寧) は、その靈技によつて此の皇子の寵を得てゐた。故にフリデリー、ド・アイヤ兩師はカステリヨリスと連れ立つて、一月五日、允祥皇子を訪ね、具さに願意を述べて盡力を懇請した。皇子は此の事件が既に勅命により自己と第十六皇子、允祿の管掌に移つた事を傳へ、斯う言ひ添へた。

「儀禮問題の續いてゐた時から、諸師は事件の成りゆきを見てゐるのである。この問題の爲に先帝が如何ほど心痛され、また如何ほど困惑されてゐたか解らない。若し我が國民が歐洲に赴き、西洋聖賢の教訓に基いて樹てられた古來の國法や、國禮を變更しようとするならば、諸師は如何に言はれるぞ。我が兄、雍正帝は斷然、斯かる問題を有利に解決しようとするのである。」(Lettres édifiantes et curieuses. t.XIX. pp. 218—219)

允祥皇子は儀禮問題の弊害を指摘し、在朝學僧の態度を非難した。彼等は此の問題は全然、解決するに至つたと答へた時、皇子は辭色を勵まして、「然らば何故、福建省に宣教師が二名、潛伏してゐる

たのか。」と詰問したのであつた。在朝の學僧は彼等を一向、知らざる旨を答へ、他の宣教師は悉く内務府の印票を交附されて在省を公許されてる趣を復答し、その印票を御覽に供へた。皇子は此の印票は皇城内では有効であるかも知れないが、地方では何等の効力を持たないと述べて、印票下附の方法に過誤のあつた事を認めた。そして允祥王子は「君側に奉仕の爲、また通商の爲、或は傳道の爲に支那に渡來する歐洲人がある。」と附言し、皇帝が此の事件を自分の處理に託されたから、安堵せよと傳へて彼等を慰藉した。

併し一月七日、在朝の耶蘇會士、六名は允祥皇子の命により、打揃つて參殿した。皇子は彼等を引見して、事件の困難なことを歎じて斯う述べた。

「先日、予は福建總督の抗議書を読んだ。支那の國體に對する諸師の評論は諸師自身にまで無限の害を及ぼしたのである。若し吾人が歐洲に赴いて、諸師の支那に於けると同じ行動をとるならば、諸師は何んと言はれるか、諸師は之を許されるか。予は此の事件の成り行きを待たう。併し予は諸師が支那から退去するとも、我國は何等、不自由を感じないし、また何等の損害をも被らないことを諸師の面前に於いて明言して置く。故に諸師を無理に引留めて置かない。併し何人と雖、國法を紊り、國體を廢止せんとするものあらば、絶対に假借しないのである。」(Memo. p. 223.)

耶蘇會士の代表者は皇子の語調を通じて、此の言葉が雍正帝自身の意志たる事を認めたのであつた。彼等は公々然と傳道に従事し、宗教書類も亦、公然と世間に頒布される事を述べて、福建總督の妄言を辯解し「公教要理」を一部、皇子の御覽に供へた。そして彼等が内務府の印票を御覽に入れた時、

「此の印票を所持する西歐僧は故國に歸らざるべし。」といふ字句を發見して皇子は喫驚したのであつた。皇子は此の字句によつて、今迄の感情を和げ、耶蘇會士の爲に盡力すべき事を誓つたのである。

遂に在朝の學僧は上表を作成して、之を允祥王子に託し、皇帝に捧呈せられん事を懇願した。上表の内容を要約すれば左の通りである。

(一) 在朝の學僧は雍正帝が多年、萬里の異郷に在住する宣教師の窮狀を憐み、退國に際して半年の猶豫を興へ、途次の聲護として官吏を隨行せしめられる好意に深謝すること、(二) 諸省在住の宣教師は三十名に過ぎず、そして彼等は既に歸國の意志なきことを支那政府に宣誓したこと、(三) 今や彼等は老齡若くは頽齡に達し、悉く健康を害してゐるから、長途の旅行に堪へ得ざること、(四) 澳門は宣教師の本國にあらずること、(五) 若し宣教師退國の報、一たび歐洲に傳はれば、歐洲人は彼等が支那の國法に背いて、大罪を犯した結果、驅逐されるに至つたと誤解すべきこと、(六) 天主教が中國に傳道されてより既に二百年、その教理は公開され、毫も陰蔽されてゐない。この教理は臣民には忠誠を教へ、子供には孝愛を勧め、衆人には道徳を教へて、惡徳から遠ざかり、國法に従ふべき事を教へ、平和と和親とを力説してゐること、(七) 故に天主教は康熙三十一年以來、國內に公許され、其後屢々官邊の吟味を受けたが、官憲は其の教理の中から國法と背馳し、若くは道理に悖戾する内容を絶対に發見しなかつたこと、(八) 禮部は地方の愚夫愚婦が天主教を信仰し、祈禱といふ名義のもとに會合し、男女、同席して憚らないと主張するが、それは純然たる中傷に過ぎないから、何等、辯駁の必要を見ない。天主教の祭日に信徒は會堂に參集して、君主、父母、官吏、朋友の和樂と國家

の平和とを神に祈つて聖寵を祈願するに過ぎざること、(十) 中國に傳來した諸種の宗教は國法を害せざる限り、信奉を公許されてるにも拘らず、今や官憲は天主教のみを國法に反すると認めて、その信奉を嚴禁するかと考へると、天主教の傳道者は悲憤に堪へざること、(十一) 以上の理由により天主教僧侶は皇帝の聖明と聖慈とに訴へ、既に内務府の印票を有する宣教師には依然として在國を許可して、禁教の勅令を撤回し給はんことを哀願せんとするのであつた。

允祥皇子が此の上表を受理して後、その内容に稍と理解ばい嫌ひのある事を指摘したので、學僧等は其の意見に従つて辭句を改めた。彼等は允祥皇子が秘かに此の上表を皇帝に内示して、その意見を徹したに違ひないと推斷した。若し此際、異議を唱へるならば、皇帝と皇子の感情を害して、折角、朝廷に滯留を許された學僧まで追放されるに至らば、他日、傳道事業を再開すべき機縁を絶対に失ふかも知れないと考へたのであつた。

同年一月二十八日、佛國耶蘇會士ブーヴェ、レシス、バレンナン、ド・マイヤ四師は皇居に參内して允祥、允祿兩皇子に面會した。允祥皇子は、禁教事件は皇帝の既裁事實に係はるから、最早、時機を失つたと答へた。併し耶蘇會士は禮部の決議が未だ地方に布達されない事と、皇帝が宣教師の退國に半年の猶豫を附與された事とを懇めて、決議の撤回を懇請したが、兩皇子は耳を假さなかつた。彼等は此れ以上、斯かる事件に係して皇帝の寵を失する事を恐れ、唯、諸省在任の宣教師にして在朝を欲せざるものには、之を澳門に追放せず、特に廣東に滯在を許される皇帝の内意を洩らした。其故、在朝の耶蘇會士は此の聖慮に感佩し、この内意を廣東總督に傳へられたしと允祥皇子に懇請したが、

皇子は此の懇願を一蹴したのである。そして彼等は二ヶ月後、更に皇帝に上表せん事を述べたが、皇子は此の申出をも否認されて、勿惶、彼等と袂を分つて内廷の奥に姿を隠したのであつた。

禮部の決議は千七百二十四年二月十一日(雍正二年一月十七日)に至つて漸く諸省に傳達された。この傳達に接するや、諸省の長官は天主教僧侶に退國を命じた。斯くて會堂の聖像と祭壇とは破壊され、或は燒却されたのであつた。就中、廣東總督は、禮部の決議書を省内に公表し、同時に省内の宣教師に對して、澳門に退去準備を命じたのである。そして遅くも七月までには省内に宣教師の隻影なかるべき事を揚言したのであつた。廣東總督の斯かる處置と態度とは允祥皇子が在朝の學僧に傳へた聖慮と齟齬してゐた。其故、フリデリッ、バレンナン兩師は廣東總督に書を送つて、允祥皇子の言葉を傳へ、赦慮に従つて善處されたしと懇請したのであつた。併し此の懇請は豫期の如く無益であつた。

當時、葡萄牙の租借地であつた澳門には、殆んど歐洲の船舶は寄港しなかつたが、耶蘇會士、殊に佛國耶蘇會士の根據地たる廣東には入津してゐた。既に葡萄牙の傳道事業は衰へて、同國出身の宣教師は屈指するに足りなかつた。諸省の宣教師を葡萄牙の根據地、澳門に送るならば、彼等の過半は歸歐する事が出来ぬであらう。また幸ひ追放を免かれた君側の學僧も廣東に宣教師が一人もなければ、祖國との音信が全く杜絶する筈であつた。其故、彼等にとつては澳門よりも廣東に諸省の宣教師を保留する事が絶対に急務であつた。彼等が廣東の根據地を絶対に必要視する秘密理由は、今後、傳道事業を再興するための準備に他ならなかつた。斯くて在朝の學僧は先づ允祥、允祿の二皇子の助けを求めて、千七百二十四年七月一日(雍正二年五月十一日) 附の上奏文を作成した。彼等は、澳門が葡萄牙の

租借地であるから、他國の宣教師、殊に佛國耶蘇會士は此地から歸國する事が出来ない事情を述べ「佛國宣教師は廣東に止らんとしても、支那政府は之を許さず、歸歐せんと欲すれば其意を棄さず、恰も暗夜に行き暮れたる旅人の宿りを求め得ざるに似たり」と苦衷を訴へ、皇帝は、君側の學僧に其體、在朝を許し給ふと雖、廣東に一人の宣教師も止らなければ、彼等は故國と音信不通の悲境に陥るべき事を哀訴して、聖慈を仰がんとしたのである。

獨國耶蘇會士ググレール(戴進賢)師、佛國耶蘇會士バレンナン、ブーヴェ三師は允祥皇子の盡力により上表を皇帝に通達する事が出来た。雍正帝は此の上表を一讀され、その紙面にかう加筆された、

「爾等、帝國の宰相、親王、諸侯、宜しく戴進賢の上表を受理して、廣東總督、同巡撫に此の上表を送るべし。そして同總督と巡撫とは暫時、命令を中止し、歐洲人が澳門に赴いて在住することを促すなかれ、總督、巡撫、將軍、提督は眞摯に此件を討議し、その報告を朕に致すべし。若し國民の統治に對して、さしたる故障なしと判斷せば、宣教師が廣東に永住することを許すべし云々。」(Dife. pp. 265-266)

側近の官吏は聖慮を三師に傳へた。バレンナン師は叔慮の有難さに感激して、謝辭を述べた。執奏官は之を皇帝に傳へたので皇帝は即時、三學僧を召して拜謁を命じ、大要、左の如き優誼を賜つたのであつた。

「父皇(康熙帝)は四十年間、朕を薰陶せられたあとで、數多の兄弟のなかから特に朕を選んで位を襲がしめられた。朕は父皇の政治から離れざる事を本旨としてゐる。福建省の天主教僧侶が國法を廢絶しようとして、人民

を惑亂した。同省の大官が此の事實を朕に報告した。朕は此の騒亂に善處しなければならなかつた。この事件は國務である。故に朕は其の責に任じたのである。そして今では朕が一個の皇子に過ぎなかつた當時と同じ措置を取ることが出来ない。

天主教は邪法にあらずと諸師は主張してゐる。朕も亦、さう信じてゐる。若し天主教が邪宗ならば、會堂を破壊し、宣教師を會堂から驅逐する時に方つて、誰か之を阻止するものがあらうか。邪法とは白蓮教の如く道義を振作する名義の下に、反抗的精神を鼓吹するものである。

併し朕が傳道の爲に佛僧や喇嘛僧の一團を歐洲に派遣せば、諸師は何んと言はれるぞ。また諸師は如何に彼等を迎へるであらうか。

萬曆元年に利瑪竇が支那に渡來した。朕は當時に於ける支那人の行動に就いては一言も觸れない。朕は此件に關しては責任を負はなかつた。當時、天主教僧侶は極めて少數であつた。無論、大した事ではなかつた。諸師は信徒も會堂も諸省に持つては居なかつた。到る處に會堂の建立されたのは先帝の治世からであつた。

そして天主教が迅速に傳道されたのも亦、同じ御宇であつた。我等は此の有様を目にしてゐたが、何事も言ひ得なかつた。諸師は父皇を欺く事が出来たにせよ、朕をも欺かうと望むべきではない。諸師は支那人が全部天主教徒に改宗することを望んでゐる。諸師の宗教が之を要求してゐる。朕はよく此事を承知してゐる。併し其の曉に我々は何うなる事であらうか。

貴國、君主の臣下になるだらうか。諸師から受洗する天主教徒は、諸師以外のものを認めない。中國に騒亂の勃發した際、支那の天主教徒は諸師の聲より他の聲に耳を傾さぬであらう。現在では何にも怖れるに足りないことは、朕もよく承知してゐる。併し外國の船舶が舳艫相衝んで來る時こそ、叛亂が生ずるかも知れない。支那は北に露西亞を控へてゐる。この國は蔑視し難いのである。また支那は南に歐洲人と、その國家とを控へてゐる。

歐洲諸國は露西亞以上に強大である。また西には策妄阿拉布坦を控へてゐる。そして朕は此の君主を自國內に壓迫して支那に入國することを阻止せんとしてゐる。それは此の君主が支那に侵入すれば國亂を生ずる虞があるからである。露西亞皇帝の使節、イスマイロフ (Ismaïloff) の隨員、ランゲ (Langé) は諸省に商館を建設する許可を與へられたと求めた。此の願は却下された。併し支那政府は、北京及び喀爾喀國の邊境 Tschou-ping に於いてのみ、交易を許したのであつた。諸師が何等、苦情の種を蒔かない限り、北京の朝廷と廣東に永住することを諸師に許さうと思ふ。若し今後、苦情の種を蒔けば、朝廷にも廣東にも差置かないからである。朕は天主教傳道者が諸省に在住する事を望まない。康熙帝が讓歩して諸省に宣教師を置いた爲に、先帝は儒家の信望を失墜された。我が聖賢の教は聊かも更改すべきではない。朕は此の點に關しては、朕の治世につき何人からも譏られることを許さぬであらう。朕の皇子、また朕の子孫が即位した時、彼等は自己の適當なりと考へる處置を取らう。朕は彼等の處置に責任を持たないと同時に、萬曆年間の事件にも責任を持たない。

猶、朕が諸師に對して惡意を持つと想像してはならない。若くは諸師を壓迫すると考へてはならない。朕が一閣老に過ぎなかつた當時、諸師は朕の卿等に對する態度を知つてゐるであらう。遼東官吏の家族一名が天主教を信じ、祖先の祭祀を行はなかつた爲に、一家の者が此の天主教徒に對して憤激した。諸師は此の窮境に處して、朕に盡力を求めた。朕は此の事件を解決した。そして朕が現在、行ふ所は皇帝の資格に於いてである。朕が唯一の本務は國家を善く統治する事にある。その爲に日夜、精勵してゐる。朕は皇子や皇后にすら面接しない。唯、國務を分擔する官吏のみを引見するに過ぎない。此事は服喪の三年間續くであらう。其後に至れば、恐らく平時の通り諸師を引見する事が出来るであらう。(Dito. pp. 267-273)

雍正帝は西歐僧の返辭を欲しない爲か間斷なく言葉を續けられた。併しランゲの名を失念されたの

156

で、バレンナン師に合圖をされた。同師が此名を申上げると、皇帝はこの機會を捉へて、

「康熙帝がランゲに對して露西亞商館建設の要求を拒絶された時、朕は滿洲語の勅書をランゲに對して説明すべき役目を引受けた。その勅書は、他の歐洲人を諸省に見掛けるといふ口實のもとに、ランゲが康熙帝の恩典を要求すべきものにあらざる旨を記載してゐた。康熙帝は「他の歐洲人は傳道僧に他ならない。彼等は交易を行はない。また絶対に歸國もしない。然るに卿等は隨意に交易し、國內に出入し、従業員を管へようとしてゐる。卿等の仲間を決して宣教師ではない。彼等が國法を紊るならば、朕は彼等に處罰を加へるであらう。然らば卿等の皇帝、ザールは朕に抗議を申込むであらう。其故、卿等の要求は許可されないと直言された」と言はれた。(Dito. pp. 273-274)

斯くて雍正帝は自己の眞意を他の宣教師に傳へよと命ぜられて、三師には特に御手許品を下賜された。とにかく三師は諸省の宣教師が廣東に安住の地を得るに至つた事に感激して、恭しく退出したのであつた。

雍正帝の上諭が全省に布達されるや、地方の宣教師は老軀を運んで千里の嶮路を跋涉し、陸續、廣東を指して集つてきた。そして總數、三百の多きに達してゐた全省の教會は、忽ち異教徒の手によつて沒收され、學校、病院、官衙、若くは常平倉に改用された。殊に三十餘萬人の支那教徒は今や牧師を失つて忽ち迷羊の一群と化し、唯、曠野を彷徨するに過ぎなかつた。併し宣教師は禁教の嚴命に阻まれて、迷へる羊の群を眺めながら、指を舉げて道を教へる事すら出来なかつた。實際、マテオ・リッチ師が傳道的基础を中國に築いてより茲に二百年、幾多の苦難と殉教によつて發展してきた福音宣

157

傳の道も、今や一朝にして杜絶するの悲運に際會したのであつた。

予は前述の事實、殊に雍正帝の宣教師に賜つた勅言に基いて、此の皇帝が父皇、康熙帝の敎慮に反して、斷然、天主教を禁止するに至つた眞因を攻究せんとするのである。

一、康熙帝が天主教の傳道師を朝廷に停め、廷内に於ける布教を看過し、儒佛兩家の反對説を無視して、遂に此の異教を公許するに至つた動機は、西歐學僧の天文曆數及び國防に關する貢獻と忠誠とを嘉して、國運の發展に資せんが爲めであつた。同時に帝は西歐の數學、物理學、化學、哲學、神學、音樂を彼等から學んで、自己の好學心を満足せしめんが爲めであつた。然るに雍正時代に至つては既に清朝の基礎が確立して、西歐學僧の奉仕を必要とする軍事的事情が消滅してゐたのである。そして耶穌會士の認めるやうに、雍正帝は康熙帝ほどの好奇心、所謂、研究心、若くは好學心を持たなかつた許りでなく、帝は佛教と道教とに深く歸依してゐた。斯かる性格、信仰、國情の差異が天主教及びその傳道者に對する差異を發生せしめるのは當然の歸結である。まして宣教師其者の布教態度に差異が生じたから、斯かる兩方面の差異が局面の大變動を打開したのであつた。

二、雍正帝は元來、天主教に對して、同情を持たなかつた。故に萬曆年間に於ける宣教師の渡來、康熙帝の天主教公許、西歐學僧に對する優遇に對して幾多の不満を感じてゐた。康熙帝自身も、晩年

時代に其者の迫害事件を調停した一事を引用し、宣教師をして天主教に對する自己の同情を首肯せしめようと試みたが、これは決して皇帝の眞意を證明するものではない。雍正帝自身の言葉を借りて言へば、この事變は先帝時代の出來事であり、隨つて帝は責任を持たないと同時に、唯、忠實に父皇の意志を實行したのに過ぎない。

新帝として先帝の遺意を踏襲すべきは歴帝の義務である。併し新帝として新政策を實施したい念慮の切なることは、極めて自然な心理現象でなければならぬ。故に平素、天主教及び其の傳道者に好感を持たない雍正帝は、臙祚の當初に方つて、先帝の政策を踏襲すべき事を揚言しながら、斷然、天主教を禁止し、諸省の宣教師を追放せんとしたのである。

三、かの沈淮、揚光先の迫害時代に、攘夷論者は西歐の學僧に不軌の陰謀ありと告訴したのであつた。併し此の告訴は單なる中傷であり醜誣であつた。何故なら斯かる事實が未だ存在してゐなかつたし、少くとも斯かる事實を發見する事が出来なかつたからである。實際、在朝の學僧は彼等の自稱する如く、その恭順から見れば支那の良民であり、また、その奉待から見れば清朝の忠臣であつた。康熙帝は屢々、彼等の忠誠を嘉し、その功績を賞されたのである。然るに康熙帝の晩年に至つて、葡萄牙耶穌會士、モラオ師は第九皇子、允禩を奉じて太子冊立の運動を開始した。この動機は前述の如く天主教發展の熱望に出でたにせよ、支那政府から此の運動を解釋するならば、明かに異教傳道者の内政干渉であつた。また帝位の競争者から見れば憎むべき西夷の差出口だつたのである。詳言すれば宣教師の政治的陰謀が此時、初めて暴露し、攘夷論者の主張を裏書するに至つた。斯くて雍正帝は耶

蘇會士一人の中に政治的陰謀を發見すると同時に、この認識を宣教師の全般に擴充したのである。この支那皇帝は天主教と白蓮教とを同視しないと言ひながら、實は此の兩者を等しく邪教視してゐたのである。そして斯かる認識から、國家將來の災禍を豫測して、君主として之に善處せんと決心したのである。國家の禍根とは天主教徒が殉教的感情に驅られて國法を無視するに至る事である。故に國家有事の際、支那の天主教徒は自國の君主よりも神、若くは羅馬法王を畏れて、異教國民の味方となり、祖國に敵對するか、少くとも中立的態度を取る事なのである。換言すれば傳道事業は帝國主義の假裝に他ならない。此の判断が正確なりや否やは暫く別問題として、雍正帝が斯かる判断に到達したことは否定し難い事實なのである。

四、雍正帝が天主教の傳道事業に對して、前述の判断、即ち政治的憂懼に驅られてゐた時、偶々蘇努一家の改宗事件が發覺したのであつた。當時、大官の中で天主教を信奉するものは決して蘇努一族のみではなかつた。然るに何故、雍正帝は宗室の一人であり、先朝の功臣であつた蘇努のみを彈壓したのであらうか。皇帝は此の功臣の罪狀の一として、彼が允禩皇子を太子として康熙帝に推舉した事を擧げてゐた。併し此れは單なる私怨に過ぎない。蘇努の第六子勒什亨は明かにモラオ師と歎を逆して、允禩皇子の冊立運動に参加してゐたし、また第十二子、烏爾陳も此の運動に関係してゐた。其上、二人は基督教に改宗し、名をルイ及びジセフと改め、教會の建立費を寄進したと言はれてゐる。故に雍正帝は此の事實、若くは此の風聞に基づき、支那の天主教徒が宣教師の手先となつて、政治運動に参加する事を認められたのであつた。言ひ換れば雍正帝の天主教と其の布教師に對する政治的憂懼は、

蘇努一族の敵對行爲によつて證明されたのである。そして帝は私怨と公憤とに驅られて、蘇努老父を始め、その家族を極刑に處し、所謂、「世の見せしめ」に供したのである。雍正帝は宣教師の追放動機として露國の商館建設請願を拒絶する理由を擧げられたが、これは寧ろ口實に過ぎない。要するに此の支那皇帝は耶蘇會派の政治的干渉を發見して以來、その傳道事業が帝國主義の結果に到達することを怖れ、また邊境の事情を慮つて、宣教師を朝廷と廣東とに密封し、彼等の政治的活動を監視し、所謂、保固者を隔離して、病毒の蔓延を防止せんとしたのである。

五、フランスコ、ドミニコ兩派の宣教師は耶蘇會派の宣教師と異り、飽くまで教理宗則を嚴守し、支那の新信徒に對して、斷然、國禮の信奉を禁止し、天主教の儀禮を強制したのである。斯かる傳道方法は如何に敬虔であり、宗法に忠實であつたにせよ、不幸にして、極東、老大國の民情を無視してゐた。即ち支那の古俗、所謂、「因襲の久しき」を知らなかつた。爲に異教徒の民心を刺戟し、延いて官憲の激怒を買つて、遂に禁教の原因を發生せしめるに至つた。換言すれば傳道の熱誠と宗法の嚴守とは却つて極東の文明國に於ける禁教の惡果を招いたのである。此れに反して耶蘇會派は支那の民情民俗を尊重して、極めて妥協的な態度を取つた爲に、歐洲に於いては物議を醸したが、支那に於いては歓迎され、多少ながら傳道の實を擧げたのである。そして耶蘇會派は歐洲に於いても、幾多の政治問題に關係して驅逐されたが、支那に於いても皇位繼承問題の渦中に投じて、遂に禁教の重大原因を醸成せしめたのである。故に此點に關しては耶蘇會派もフランスコ、ドミニコ兩派と共に同罪の責を負はなければならない。

- (1) "Dans cette extrémité, le P. Parennin demande conseil au premier ministre qui est de ses amis, et au neuvième fils de l'Empereur, qui est plein de bonté pour les Européens." (Lettre du P. de Mailla, missionnaire de la Compagnie de Jésus. A Pékin, le 5 Juin, 1717. Lettres édifiantes et curieuses. t. XXIX. p. 34 (Bibliothèque des amis de la religion))
- (2) Le P. de Mailla, Histoire générale de la Chine. t. XI p. 373.
- (3) Ibid. t. XI.
Anecdotes sur l'état de la Religion dans la Chine. t. pp. 64—75.
A. Thomas, Histoire de la mission de Pékin. 310—315.
- (4) Lettre du P. de Mailla, au P... de la même Compagnie. A Pékin, le 16 octobre 1724. (Lettres édifiantes et curieuses. t. XVII.)
- (5) 蘇勞事件に就いては當時、蘇勞一家と最も親善關係を持続してゐたパレンナ師の手紙に詳細の記述あり。その手紙を列挙すれば左の如し。
Lettres du P. Parennin de la Compagnie de Jésus, au P... de la même Compagnie. A Pékin, 20 août 1724. (Lettres édifiantes et curieuses. t. XVII.)
au P... de la même Compagnie. A Pékin, 20 Juillet 1725. (Lettres édifiantes et curieuses. t. XVIII.)
au P... de la même Compagnie. A Pékin, 24 août 1726. (Lettres édifiantes et curieuses. t. XVII.)
au P du Halde, de la même Compagnie. A Pékin, 26 septembre 1727. (Lettres édifiantes et curieuses. t. XVIII.)
au p. du Halde. A Pékin 15 septembre 1728. (Lettres édifiantes et curieuses. t. XX.)
au p. du Halde. A Pékin, 15 octobre 1734. (Lettres édifiantes et curieuses. t. XX:I)
au p. du Halde. A Pékin, 22 octobre 1736. (Lettres édifiantes et curieuses. t. XXIII)
- (6) Lettre du P. Parennin au P... A Pékin le 20 août 1724. (Lettres édifiantes et et curieuses. t. XXX. p. 207—208.)

- (7) Ibid.
- (8) Lettre du P. de Mailla, au P... A Pékin. le 16 octobre 1724. (Lettres édifiantes et curieuses. t. XVII)
- (9) Diderot et d'Alembert, Encyclopédie. Jéguite の項。
Jésuites marchands, criminels. La Haye. 1759.
Deschamps, L'Eglise à travers l'histoire. Paris, 1929.
Mater, Les Jéguites. Paris 1932.

追記 前述の如く雍正帝の禁教後、帝の恩命により、學僧として在朝した宣教師は十數名を算した。彼等は乾隆時代にも在廷を續けてゐた。乾隆帝は千七百二十三年、雍正帝に次いで登極するや、即日、大赦を行ひ、かの蘇勞一家の罪を赦して、流謫の刑を解いたのであつた。在朝の宣教師は新帝の渾厚な性格と其の西洋趣味とに力を得て、廣東在住の宣教師と氣脈を通じ、竊かに本國から傳道僧を招致し、康熙時代の盛況を再現しようと努心したのである。

乾隆帝は聖祖康熙帝と同じく西歐文明に對して多大の尊敬と好尚とを懷いてゐたから、屢々西教僧を召して歐洲、殊に佛國に關する百般の事情を質問されたのであつた。また當時、朝廷には歐洲製の時計が澤山蒐集されてゐたが、これを修繕すべき支那人がなかつた。其故、時計師といふ資格で佛國耶蘇會士を朝廷に招致されたこともあつた。此の新帝が聖祖と同じく學問藝術を愛し、また聖祖と同じく學問的專業を大成されたことは周知の事實であらう。また帝は耶蘇會士に就いて西歐の天文曆數を修め、佛國耶蘇會士を欽天監等に起用した。其上、乾隆帝自身が卓抜な詩人であつたから、この皇帝は西歐の藝術、殊に繪畫、建築に深い興味を感ぜられてゐた。其故、耶蘇會士に命じて圓明園に伊太利風の洋館を建築せしめたり、噴水を設置せしめられたりした。時には佛國耶蘇會士、テボー (Le Frère Thébaud) が作ったゼンマイ仕掛の玩具、

獅子や虎が獨りで四五十歩、歩くのを觸はして、御感の深かつたこともあつた。そして宣教師の傳道に對しては出來得る限り、看過されてゐたが、聖祖の如く宣教師に破格の殊遇を賜ひ、若くは傳道上に支持を賜ふことは絶對になかつた。殊に在朝學僧との直接拜謁は能ふかぎり回避されてゐた。また再三、基督教に對する迫害が生じた時、帝は飽くまで父皇雍正帝の禁教令を尊重し、禮部の決議を承認し、如何に在朝の西教僧が袞龍の袖に絡るとも、斷然、彼等の哀願を斥けられたのであつた。當時、在朝してゐた佛國耶穌會派の主要な學僧を擧げれば左の通りである。

(一) ド・マイヤ師

(二) ベレンナン師

(三) ゴビール師 (Le p. Gaubil. 朱君榮)

(四) アミオート師 (Le p. Amiot. 錢德明)

アミオート師は乾隆帝の御製、「盛京賦」(Eloge de la ville de Moukden)を佛譯して、之に懇切な註釋を加へた。この譯詩は『北京耶穌會士紀要』第一卷に採録され、第三卷にも、此時に關する記事がある。この譯稿はド・ギニス(De Guignes)の斡旋により、千七百七十年、巴里から刊行された。この單行本には御製、「茶」の詩も併録されてゐる。

(五) アツチレ、佛國耶穌會士、(Le Frère Attiret 王致誠) 彼は千七百三十七年(乾隆二年)頃、佛國から出發して支那に渡來した。そして乾隆帝に「帝王禮讚」(Adoration des rois)と題する繪畫を獻進した。

この繪畫は頗る歡應に叶ひ、乾隆帝はアツチレを廷内に召して居を賜つた。彼は西洋の油繪が支那人の趣味に適せざることを悟つて支那畫伯に就いて支那の密畫を學び、専ら花鳥を描いた。乾隆帝はアツチレの畫技を愛して、毎日、畫室に來臨されたといふ。遂に皇帝は官吏の位を賜ふべきことを内命された。併し彼は

164

教兄(Frère)の低き身分にあることを顧みて帝の恩命を拜辭し、その俸録をも固辭した。その爲に益々帝寵を加へたといふ。

165

彼の繪畫は敎府に收められた。其後、伊太利耶穌會士、カステリョーネ等と共に勅命を拜して準噴圃・回廊等處得勝圖、戰蹟、十六幅中の三圖を描いた。この畫稿は巴里に送られた。ルイ十五世は特に内帑を割いて、當時の名工、コッシャン(Cochin)に印刻を命ぜられた。次いでヘルマン(Helmen)が此の名畫を縮刻した。其後、アツチレは「守護天使」(Anges gardiens)といふ名畫を描いて、北京耶穌會派會堂の禮拜堂を飾つた。

(六) フノワ師、(Michel Benoist 蔣友仁)、は千七百四十五年(乾隆十年)北京に到着して朝廷に奉仕した。乾隆帝は西洋園繪を御覽して噴水の裝置に一驚され、その製作を在朝の耶穌會士に命ぜられた。不幸にして彼等は噴水製作に關しては、何等の知識を持たなかつたから、協議の結果、フノワ師に、この難事業を委囑した。彼は數學、天文學、物理學を専攻したが、噴水製作の業を擔任しようとは、夢にも思はなかつた。併し彼は物理學の知識を持つてゐたから、敢然、この大任を引き受けたのであつた。そして百方苦心の末、遂に美事な噴水を完成した。皇帝始め諸侯は、裝置の巧妙なことに感歎した。其後、數年を経て乾隆帝は圓明園の構内に伊太利風の洋館を建築せしめられ、フノワ師に對して西歐風の噴水を以つて庭園を裝飾せよと命ぜられた。フノワ師は勅命、厭し難く、水力學の研究に専念し、遂に下圖を引き、自から支那の土工を督勵して、苦心數年の後、猛獸相搏の狀形と獵犬追鹿の圖とを刻み、その口から噴水せしめた。其上、圓明園の池畔に十二支の獸像を配置し、巧妙な噴水裝置により、一時間毎に獸像の口から水を吐かして、時限を公報せしめたのであつた。乾隆帝は深く其の倣倣と勞苦とを賞賞された。彼は物理學を進講し、望遠鏡、排氣機其他の操作法をも御敎授申し上げた。猶、天覽に供へる爲に世界地圖を製作し、次いで支那全國、邊疆各

地の地圖を銅版に刻した。前記、アッテレとカステリョーネ師等とが合作した準噶爾・回部等邊得勝圖十六幅の中、七幅が千七百七十二年（乾隆三十七年）巴里から北京に到着した時、其の原版をも送つてきた。乾隆帝は支那工匠の技能を試みるが爲、アノワ師に畫幅の再刷を命ぜられた。同師は自から紙、インキの製作にあたり、支那工匠を統御して、遂に再印の難事に成功したのである。

以上の事實は『耶蘇會士書簡集』の中、主として左の書信に掲載されてゐる。

Lettre du Frère Attiret, peintre au service de l'empereur de la Chine, à M. d'Assaut. A Pékin le 1^{er} novembre 1743.

Lettre du P. Benoit au R. P. ***. A Pékin, le 2 novembre 1746.

Lettre du même au même. A Pékin, le 2 novembre.

Lettre du P. Amiot au P. Allart. A Pékin, le 20 octobre 1752.

Lettre du même au P. de la Tour. A Pékin, le 17 octobre 1754.

Lettre du P. Benoit à M. Papillon d'Auteroche. A Pékin, le 16 novembre 1767.

Lettre du P. Benoit à M***. le 4 novembre 1775. I^{er} II^e et III^e Lettres.

Lettre du P. Ventayon au P. de Brassaud. A Hai-tien, le 15 septembre, 1769.

第二篇

佛國耶蘇會士の自國に紹介せる 支那の精神文明

支那文化と支那學の起源

後藤 圭

EY

00

Goto Suetō:

Shina bunka to Shingachū no kigen

Tohyō 1933 u. 1939

著 雄末藤後

化文郡支

と

源魁の學郡支

漸西スラフの想思郡支



京 東

協 洋 館



目次

序説

- 一 支那と歐羅巴との接觸 二五
- 二 支那と佛蘭西との接觸 三七
 - (一) 思想的反映 四九
 - 一 デカルト *Descartes* 四九
 - 二 パスカル *Pascal* 五〇
 - 三 ビエール・ペール *P. Bayle* 五三
 - 四 フォントネル *Fontenelle* 五五
 - (二) 美術的文學的反映 五五
 - 一 スカロン *Scarron* 五七
 - 二 モリエール *Molière* 五八
 - 三 ラ・フォンテーヌ *La Fontaine* 五八

本 論

第一篇 佛國耶蘇會士の清朝に於ける活動と其の學術的業績

一	羅馬法王の佛國耶蘇會士支那差遣	六五
二	ルイ十四世の佛國耶蘇會士支那差遣	七〇
三	康熙帝の西歐科學研究と「皇輿天覽圖」の測成	八五
四	康熙帝と天主教の公許	九一
五	「儀禮問題」と康熙帝の態度	一二二
六	雍正帝の禁教事情と其の眞因	一三八

第二篇 佛國耶蘇會士の自國に紹介せる支那の精神文明

一	佛國耶蘇會士の支那研究書目と東洋旅行家の支那記事	一六九
一	ル・コント師の撰著	一七〇
二	ブーヴエ師の撰著	一七二
三	ザイドルー師の著書	一七五
四	ジエルビヨン師の著書	一七九
五	レジス師の譯書	一八一
六	ブレイール師の編著	一八一
七	ド・マイヤ師の著書	一八八
八	ゴビール師の著書	一九〇
九	支那に関する三大名著の公刊	一九五
二	孔子教の譯書と其の價值	二三四
三	佛國耶蘇會士の孔子教に對する評價	三二六
一	孔子教の實踐性	三二六
二	孔子哲學の最古性	三二九
三	孔子哲學と古代哲學との比較	三三一
四	孔子教と基督教との合致	三三一
四	支那の家族制度と徳治主義	三三五
五	支那の政治制度	三四一
六	佛國耶蘇會士の支那政治制度に對する鑑賞	三五六
七	支那に於ける自然科學の發達と其の停滯原因	三七五

第三篇 佛國一般知識階級と支那思想との接觸

一 佛國一般知識階級の孔子教に關する著書 二七七

二 佛國一般知識階級の孔子教と支那道德とに關する感想 二八三

 一 孔子教に現はれたる仁の觀念 二八四

 二 孔子教の實踐性 二八五

 三 古代哲學と孔子教との類似 二八六

 四 孔子教と基督教との合致 二八七

 五 孔子教の自然主義 二九二

三 佛國一般知識階級の徳治主義に對する感想 二九四

第四篇 佛國思想家、特に百科全書家と支那思想との接觸

一 マルブランシュの支那觀 . . . *Malbranche* 三〇五

 一 基督教の「神」の本質 三〇六

 二 基督教の「神」の存在に對する論證 三〇八

 三 支那哲學の「理」と基督教の「神」との異同 三〇九

二 フエスロンの支那觀 . . . *Fénelon* 三一七

三 モンテスキエーの支那觀 . . . *Montesquieu* 三二四

 (一) 支那の人口過剰と重農政策 三二四

 (二) 支那の専制政治 三二七

 (三) 支那儀禮の特徴 三三五

四 ヴォルテールの支那觀 . . . *Voltaire* 三四九

 (一) 支那建國の太古 三四九

 (二) 技藝の發達 三四九

 (三) 孔子教と「儀禮問題」 三五四

 (四) 國法と國俗 三五七

 (五) 科學の發達 三六五

 (六) 文學の發達 三八〇

 一 元曲『趙氏孤兒』の梗概 三八四

 二 ヴォルテールの悲劇『支那孤兒』の梗概 三八六

 三 『支那孤兒』に對する批評と私見 四〇〇

五 ルツソンの支那觀 . . . *Rousseau* 四一〇

六	ヂドロの支那觀	<i>Didrot</i>	四二五
	(一)	支那建國の太古に關する否定説	四二五
	(二)	支那の人口過剰から發生する三現象	四二七
	(三)	支那哲學と孔子教	四三二
	(四)	支那文明に對する總論	四三九
七	ケネーの支那觀	<i>Quesnay</i>	四四四
	(一)	支那專制政治の特徴	四四六
	(二)	モンテスキューの支那政治論に對する抗議	四五七
	(三)	支那思想の要約	四六六
	一	自然法の本質と其の職能	四六八
	二	自然法と實定法との關係	四六九
	三	自然法研究の必要	四七一
八	レーナルの支那觀	<i>Raynal</i>	四八〇
九	マブリーの支那觀	<i>Mably</i>	五〇一
	(一)	支那史に對する疑惑	五〇二

(二)	支那專制政治に對する疑惑	五〇六
(三)	支那專制政治の現状と其の特異性	五一二
(四)	支那專制政治の弊害	五一七

第五篇 當時の辭典に現はれたる支那記事

一	モレリーの『歴史大辭典』	<i>Moréri</i>	五二五
二	デルブローの『東洋文庫』	<i>J. Herbelot</i>	五二九
三	ドエール・ベールの『歴史批評辭典』	<i>Rom. Bayle</i>	五三一
	(一)	儒教の無神論	五三二
	(二)	佛教と靜寂主義との類似と儒教の佛教論難	五三八
四	トレヴー辭典	<i>Treuvé</i>	五四六

第六篇 支那思想の佛國政治家及び東洋學者との接觸

一	ベルタン宰相の進奏と支那二青年の佛國渡來	<i>Bertin</i>	五四九
二	佛國內地に於ける支那學者と佛國支那學の成立		五六五

(一) フールモン	<i>Fournmont</i>	五八六
(二) デゾトレイ	<i>de Boix Deshautpuyes</i>	五八七
(三) ド・ギース	<i>de Guignes</i>	五八四
三 「埃及人支那植民説」の提唱と其の賛否論		五八一
(一) ユエ師の提唱	<i>Huet</i>	五八二
(二) ド・メーランの論證	<i>de Mairan</i>	五八四
(三) バレンナン師の廢論	<i>P. Paeninn</i>	五八六
(四) ド・メーランの再論	<i>de Mairan</i>	五八七
(五) ド・ギースの主張	<i>de Guignes</i>	五八四
(六) 諸家の賛否論		六〇六
結論		六一四
参照文獻		六一六
宣教師漢名表		六四七
索引		六四七

支那文化と支那學の起源

參照文獻

- Le P. Intorcetta, *Sapientia sinica. Kien-cham Kian-si, 1662.*
Sinarum scientia politico-moralis. Goa, 1667.
- Les PP. Intorcetta, *Confucius Sinarum philosophus, sive Scientia Sinensis latine exposita. Paris, 1686—87.*
 Couplet etc.
- Le P. Intorcetta, *La science des Chinois ou le livre de Cum-se-cu. Paris, 1673.*
Ta-hio ou la Grande Science, Tchong-young ou Juste-Milieu. (Mémoires concernant les Chinois, t. I. Paris, 1776.)
Lettre sur la morale de Confucius, philosophe des Chinois. Paris, 1688. (雜記叢書)
La morale de Confucius, philosophe de la Chine. Amsterdam, 1688. (雜記叢書)
- M. D. S..., *Idée générale du gouvernement et de la morale des Chinois. Paris, 1727.*
 Clerc, *Yu le grand et Confucius. Soisson, 1769.*
- Le P. Noël, *Six livres classiques de l'empire de la Chine, traduits par l'abbé Pluquet. Paris, 1784.*
 Helman, *Abrégé historique des principaux traits de la vie de Confucius. Paris, 1785.*
- Le P. Amiot, *Vie de Confucius. (Mémoires concernant les Chinois. t. XII.)*